

## 池田町公民館使用許可取消問題

No.1

「つどい」実行委員会からの再質問に関わる池田町の回答説明会(8月29日)

### <記録 第1部 町の回答の説明>

「町民と政党のつどい」池田町実行委員会が昨年12月2日に池田町公民館を会場として実施しようとしたことに対し、1ヶ月前に使用許可申請を認めながら12月1日になって公民館の使用許可を取り消すという問題が発生しました。

この説明会は、「つどい」実行委員会が町と教育委員会に対して2017年2月28日に提出した再質問書についての回答を行い、かつその説明を行うために開かれたものです。

<日時>

2017年8月29日(火) 午前9時～12時 池田町役場2階大会議室

<出席者>

町側 甕聖章町長 大槻覚副町長 平林康男教育長 他 新旧担当課長、公民館長  
実行委員会 牛越邦夫事務局長、松澤周三「つどい」代表(当日)、村端浩事務局長  
他実行委員、事務局員および12月2日「つどい」参加者

以下説明会の記録です。

---

### <町からの回答書の手交および回答内容の説明>

#### ◎甕聖章 池田町町長 あいさつ

本日は池田町公民館問題に係る説明会に大勢のみなさんにお集まりいただきありがとうございました。

このたびは意志の疎通、解釈の仕方等による行き違いから公民館使用取消という結果になってしまい、「町民と政党のつどい」実行委員会の皆さまには多大な混乱とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また事例発生以来今日に至るまで長き時間を要したことについてご指摘を受けておりますが、質問の内容が多岐にわたり、事実関係の整理・確認等に手間取るとともに、弁護士相談や4月の人事異動による担当者の異動等に時間を要しまして、回答が遅くなりましたことに対しましても重ねてお詫び申し上げます。

しかしながら回答書作成をおろそかにしてきたわけではなく、4月以降担当課長及び公民館長が中心となり実行委員会の事務局側と連絡を取り合い、打ち合わせを重ねながら回答書の内容精査を行って参り、今日に至りました。その中で、「つどい」実行委員会より配布されました「公民館問題に関する再質問への回答および説明会について」の資料の中で、

その前文にあります町の対応に対する姿勢について「極めて不誠実、真摯に向き合う姿勢は全くみられない」等の表現があります。さきほどお話いたしましたとおり、多岐に亘る質問に真摯に答えるため時間を要したものでありまして、指摘を受けましたような過度の表現は全く受け入れられる内容ではありません。

町行政ならびに職員の名誉に関わることでありますので、ここではっきりと否定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会合でお互いの理解が深まりますことを祈念いたしましてご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

### ◎つどい実行委員会 牛越事務局長 あいさつ

今日は早朝から回答説明会を持っていただきました。

冒頭から町長より強い口調で回答書の前文についての説明がありました。それは町長の思いでありますので、私たちはそのまま受け取りますが、ただ、私たちは2月28日に再質問を出して本日までちょうど6ヶ月かかったという事実だけは指摘しておきたい。人事異動があっても4月ですから、それから4ヶ月を経過している。こちらの事務局との面談・打ち合わせがあったことも事実なんです、役所の仕事としては極めて長い時間かかったという事実だけは指摘しておきたい。

いずれにしても、昨年12月2日の開催日前日に公民館使用（許可）が取り消された問題がまったく解決しておりませんので、これから説明される町の回答を見ながら私たちの考え、実行委員会に参加されているみなさんから質問や意見を交換していきたい。よろしくお願いいたします。

### ◎自己紹介

双方の出席者（つどい側は主なメンバー）

### ◎正式の回答書の手交

町長から松澤氏へ回答書の手渡し

### ◎大槻副町長 <回答書の概要説明>

正式な回答まで時間がかかったことに対しまして改めてお詫びを申し上げます。また今回の一連の事案につきまして、つどい実行委員会の皆さまおよび関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしたことにつきましても、心よりお詫びを申し上げます。

それでは回答書の概要をご説明いたします。

今回の回答に当たっては、かなり細かい点もありますので、私の方からは次の3点にまとめさせていただきます。説明させていただきます。

回答書の1、2ページに鏡文があります。それにそって町の考え方、改善方針を申し上

げます。

まずひとつ目は、「確認事項書」の送付および使用取消について」でございます。「確認事項」は公民館の使用許可を前提に、あくまでも実行委員会との11月29日の協議内容について文書をもってお互いに確認をし、内容に相違があれば修正するという性質のものであります。実行委員会の意向によってファックス送信ということになってしまったものですが、その際送信表に「相違ある場合はご連絡を願います」と記載をさせていただいております。従来から申し上げているとおり、決して初めから貸さないという方向で事態が進んでいたわけではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

また、今回「確認事項」という形式により協議内容に承認を求めるものであるという誤解を与えたようでございますので、その点につきましてもお詫びいたします。また当時の内容として実行委員会との間で生じた誤解が解けるように、実行委員会の方と思われる関係者に調整をお願いするという一定の努力を町もしていた経緯がございます。お互いに話す機会を設け、丁寧な説明をすべきであったという点についても深く反省をしているところでございます。

なお今回の件について、公民館の使用許可等に係る事務的な取り扱いについて一部不備がありましたので、池田町公民館管理規則を見直すとともに、使用許可願の様式を改定したところでございます。

次に公共施設の貸し出しについてでございます。

公共施設使用申請については、地方自治法244条の規定によりまして、正当な理由がない以外は利用を拒むことはできないとなっております。また一方で、公民館以外の公共施設についてはそれぞれの施設の設置目的が条例により定められております。今回の事案がそれぞれの設置目的に沿ったものだったかを検討する必要があったのかなと考えておりますけれども、いずれにしても公民館以外の施設をすみやかにご案内できなかったことについて町として深く反省しているとともに、実行委員会の皆さまに混乱を与えてしまったことに心よりお詫びを申し上げます。今後は施設を利用者に公平且つ安心して利用していただけるよう、町・行政自身が事案の重要性を再認識し法的な解釈及び運用を含めて職員の指導を徹底していきたいと思っているところでございます。

なお、公共施設の貸し出しにつきまして、具体的な引責内容につきまして、後ほど町長よりご説明いたします。

次に3つめの社会教育法第23条の解釈についてでございます。

同法23条の条文は公民館事業の運営方針を規定しているところでございます。今回の件は同法第22条第1項第6号に規定されている貸し館にかかわるものでありますので、公民館が貸し館を行うにあたっては申請内容が第23条の適用を受け、同法に抵触する事業は許

可できないこととなります。従って町公民館は貸し館の申請者にも 23 条の規定が適用されると解釈をしたところでございます。

またその一方で、平成 27 年 7 月 28 日の文科省の生涯学習政策課長通達にありますように、若者を中心とした政治への関心向上のために同法第 23 条第 1 項第 2 号をできるだけ制限しない形で政治的禁止行為を限定する傾向もでございます。

この通達を考慮しまして 23 条第 1 項第 2 号について、公民館貸し館に対し、特定の政党や候補者に限らずあらゆる政党・政治活動に対し広く公平に公民館を利用していただくことが公民館の政治的中立性を確保するという点も検討したいと考えているところでございます。

また平成 31 年度開館をめざす地域交流センターについても広く利用していただける町民本位の施設とするために社会教育法の解釈を再検討して新たな使用基準を設けるとともに、近隣市町村の事例を参考にしながら交流センターの運営について検討してまいりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

なお、今回の問題を受け、政治活動に係る公民館使用の内規を作成しております。まだ案の段階ですけれども、のちほど 5 の項目で公民館長から詳細な説明をさせていただきます。

#### ◎ 齋町長 公共施設の貸し出し問題についての責任について

この件につきまして、一定のけじめをつけたいということで、本件を重く受け止めまして、責任者自ら責任をとりまして、私をはじめ副町長、教育長の給料の減額の処分といたします。なにとぞよろしくお願いいたします。

(町長、副町長、教育長、頭を下げて謝罪)

#### ◎ 平林教育長 「つどい」実行委員会が 8 月 17 日に提出した概括質問について

今回の件で皆さまにご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫びしたいと思います。この会が有意義に、今後の公民館活動にとって生かされる具体的な話合いができればいいかなあとしますので、よろしくお願いいたします。

#### 1. 確認事項書の送付および使用取消について

今回この問題については、私たちは「つどい」の皆さまに「公民館を使っていたきたい」という前提のもとで、そのための確認事項書だったということをもとにご理解をいただきたいと思っております。決して貸さないという方向で事態が進んだわけではないということでもあります。私たちは 11 月 29 日、町民からチラシにもとづく集会内容についての問い合わせがあり、公民館許可申請書では会議となっていたので、その事実確認とチラシに社会教育法第 23 条に抵触すると思われる表現が見られましたので、確認のため牛越事務局長に来ていただきました。

当日は牛越事務局長との話合いの前に集会の内容について確認をしたかったので町議会議員の議員さん、日本共産党ファンクラブ発行責任者に電話をかけました。しかし、どなたも「わからない」と言われ、結局話合いを持つことができませんでした。そして夕方事務局長が教育会館にお見えになり、私たち 3 人（教育長、教育課長、公民館長）と話合いが持たれました。

私たちはチラシの内容では社会教育法第 23 条に抵触すると考えておりました。しかし事務局長との話の中では政治的学習会の意味合いもかなりあるなど感じましたので、その段階ではおおむね申請書のとおり許可する方向で考えておりました。ただし特に第 23 条の解釈についてはその当日から見解の相違が明白であり、心配される場所でありました。

ただ私たちとしましては今まで集会についてこのような問い合わせの経験がなく、問い合わせ者から確認されたときその説明責任として文書の作成が必要と考えました。いただいた文書の中で、「口頭で毅然と対応すればよかった」と書かれておりますけれども、それも 1 つの方法だったと思います。しかし私たちはそれより確実に説明できる「文書」という方法をとりました。この話合いの時点で確認事項の作成を話題としていけばもっと理解が得られたものと思います。そのやりとりについて、私にも非があることを認めます。

確認書の内容につきましては、おおむね当日の話合いに近いところを伝えさせていたつもりです。また私たちはこれを持参してお話しするつもりでございましたけれども、事務局長さんのご都合でファックス送信となりました。そここのところも重要なところであります。もし話合いが実現できていれば事態はこうならなかった可能性も残るわけであり、ます。

そしてファックスの鏡文には昨日の協議内容をお互いに確認するための文書であります。が、「相違がある場合はご連絡願います」、また本文の中には「協議した内容を下記の通りとりまとめましたのでご確認願います」と書き添えました。私たちはこの文書をもって完結するとは思っていませんでしたから、この言葉を書き添えました。事務局長さんにも当然言い分はあるはずですから、それを言っていただき完成させるつもりでありました。今回いただいた文書の中で「この確認書は許可するためのものではなかったのか」と言われていますが、まさしくその通りです。私たちはお話を聞きしたのでおおむねその裏付けとしての文書が欲しかっただけであります。11 月 30 日夜に、確認修正のうえ双方の承認を得るための確認事項でしたが、事務局長さんが承認しないとのことから発給せずに廃案するものと私たちは考えていましたが、12 月 1 日に事務局長が来館時にどうしても欲しいと原本を要求されましたので、お渡しをしました。事務局長は第 2 の許可証と認識されております。

また庁議についてであります。

まず何故庁議にかけたかということですが、私たちは確認書の同意をもらえるものと思っていたわけですが、それがもらえず、大変困りました。そこで初めてのケースだったので、いままで公民館長や課長経験のある管理職に参考意見を聞いたかったと

いうことであります。その場で決定されたわけではなく、あくまでも経験者の意見を聞く場と考えておりました。庁議での意見を参考に取っ消した後、事務局長に連絡をし、午後3時来館の約束をしました。その段階で事務局長は先日の確認事項の説明であると誤解されたものと考えます。まぎらわしい連絡により誤解を与えてしまいましたことをお詫び申し上げます。

以上経過等を申し上げましたが、集会開催日まで時間がなく、確認に十分時間が取れなかったこともありましたが、事務局長との間で生じた誤解が解けるよう粘り強く話し合う機会を設け、丁寧な説明をすべきであったと考えております。

## 2. 「日本国憲法、教育基本法、社会教育法をめぐって」について

チラシの小見出しのとおり、「野党が共闘を組んで総選挙で勝利しましょう」「自公（政権）はもうごめん」「安倍内閣を退陣させよう」、この表現が第20条の住民の教養の向上の内容とは私たちは解釈できませんでした。「他党批判に力点をおいたわけではない」と言われますが、この文面からそれを読み取るには説明をいただかなければ難しいと思います。

11月発行の日本共産党池田ファンクラブニュース「あした天気にな〜れ」にも記載されていましたが、自公（政権）はもうごめん」とか「安倍内閣を退陣させよう」という見出しはありませんでした。何か配慮がなされたのでしょうか。また波田文化センターの集会チラシは「市民と野党の共闘の継続とさらなる発展をめざして」という文面でありました。

「候補者を選考する目的ではなかった」といわれていますが、これは全くその通りで問題はありませんでした。本来の集会目的が言われるとおり単に選挙における野党共闘のあり方を模索し、方向を議論する集会なら全く問題はありません。確かに事務局長との話の中ではそう理解できるところもありました。ただしチラシを見せていただく限り、野党のみを招き野党という特定政党についてその共闘により安倍内閣を退陣させて総選挙の勝利を主たる目的にした集会ととれ、これは法23条の「特定の政党の利害に関する」ものと言わざるを得ず、かつ社会教育の施設としての目的および性格、すなわち住民の政治的教養の向上をはかるためという法第20条の目的にふさわしくないと判断をせざるを得ませんでした。そして法第22条第1項第6号に規定されております、貸し館事業は法第23条の適用を受けるから利用者にも及ぶと解します。憲法第21条では、第1項で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」、第2項では、「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と謳われております。上位・下位のある法体系は、趣旨としては大きな理念を上位法で定め、それを下位法において技術的に具現化すると言われております。憲法と社会教育法もこの関係でしょうか。

上位法の憲法でも下位法の社会教育法でも、表現の自由は保障されるべきものですが、たとえば人の名誉を毀損するような表現・言論の自由は憲法でも社会教育法でも許されるものではないのと同様に、法第22条第1項第6号による貸し館事業の内容は法第23条第

1 項第 2 号の禁止事項に該当するときには憲法第 21 条により守られるべきものではないと解します。

しかし、今回の集会は基本的には私たちが認めているようにそれが法 20 条の目的である「住民の政治的教養の向上に寄与すること」であれば問題はなかったと思います。ただ、それを口頭ではなく文書として根拠を得られなかったことであります。政治的中立性につきましては、平成 25 年に出された文科省中教審の社会教育推進体制のあり方に関するワーキンググループにおける審議の整理の中で「社会教育に於ける教育の政治的中立性について「社会教育についても、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容が中立公正であることは極めて重要であることから、社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号では、代表的な社会教育施設である公民館の事業において政治的中立性を確保するための規定が置かれている」と書かれております。また「学校教育に比べると政治的中立性に留意する必要性は薄い」と書かれており、薄いとはすなわち政治的中立性を守れということにもなります。

しかし、この中立性という言葉ではありますが、公民館として住民の政治的教養の向上であれば貸し館として可能であります。目的が相手を倒そうとか、打倒何々という趣旨ではなく、参加者が政治的教養を高めるための勉強会・学習会であれば社会教育として大いに公民館を利用していただきたいと思えます。

教育基本法第 14 条では、政治教育が謳われており「政治的教養は教育上尊重されなければならない」と記されております。社会教育法第 20 条は、これを受けて住民の政治的教養の向上を目的に掲げております。さきほどの中教審の審議の整理の中で「教育は人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるもの」であり、その内容はすなわち教育は「特定の党派的勢力や宗教的勢力から影響を受けることなく、中立公正であることが求められている」と書かれております。

### 3. 他の公共施設の使用を庁議の結果として認めなかった問題について

公共施設の使用申請につきましては、地方自治法第 244 条の規定により「正当な理由がない限り利用を拒むことはできない」ことになっております。しかし、池田町の条例により池田町福祉会館は池田町住民の福祉増進に寄与することを目的に設置されたものであり、この点チラシの内容がその目的に沿ったものであったかという観点から検討することも必要でありました。しかし、今回公民館以外の施設をすみやかにご案内できなかったことについて反省するとともに、実行委員会のみなさまに混乱を与えてしまったことについて心よりお詫びを申し上げます。

今後は利用者が施設を公平かつ安心して利用できますよう、まずは我々理事者自身がその重要性を再認識し、法の解釈および運用を含めて職員にも指導を徹底して参ります。これは先ほどの通りです。申し訳ありませんでした。

#### 4. 務台衆議院議員の集会への干渉について

第 1 に務台議員の「戦争法に反対する池田町民の会」のフェイスブックへの書き込みを読んだのかどうか、またそれをどのように受け止めたかについてでございます。

書き込み自体は読んでいませんでした。実行委員会との事務レベルでの打ち合わせの中でお聞きし初めて知りました。内容につきましてはどうしてあのような書き込みになっているのか正直驚いているところであります。

第 2 に、務台議員の秘書から問い合わせがあったことを認めるかどうかですが、11月29日までにあった複数の問い合わせの 1 つとしてありました。社会的立場などは考慮せず、あくまでも複数の問い合わせの 1 つとして対応しました。議員秘書であるからといった特別な対応はしておりません。

第 3 に、務台議員の秘書に公民館から何らかの文書を送付したかどうかであります。秘書からの問い合わせの中で、以前に公民館使用を申し込んだら断られたことがあり、当時の公民館の対応が内規にて使用できないとのことでした。秘書は当時から公民館内規を承知していたとのことでした。11月30日、あらためて公民館内規をファックスにて送付いたしました。その他の文書は送付しておりません。

第 4 に、「誓約書に政治目的ではないと書いたようですね」とはどのような意味だと考えるか、町からの何らかの文書提示がなければ書けない表現だと思わないかについてです。

11月29日に秘書から問い合わせがあり、30日に電話にて連絡をいたしました。その中で、前日の問い合わせに対し、今回の件は内規には該当しないことおよび社教法第23条の規定に抵触することは行わないとのことなので使用を許可する旨を回答いたしました。上記に至る経過の中で事務局長と事実確認のうえ、規定に抵触する行為は行わないと念押ししたことなどを伝えてあります。以上の連絡の中で事務局長が29日の協議で誓約書を書いて実施出来るようになったと推測した上での行為と思われる。実行委員のみなさんは、確認事項を秘書に送付したと考えているようではありますが、そのような事実はありません。また政治的圧力を受けて対応したとも考えているようですが、29日の事務局長との協議、30日の秘書への回答段階では秘書側の意向に反したものとなっていることから特別な気遣いがなかったことになるかと思えます。

第 5 に仮に外部からの問い合わせがあったとしても、公民館は誰にも開かれているとして毅然として対応できたはずではないのか、また内規についても全く問題がないと答えられたはずが、なぜそうしなかったのか、またできなかったのか、というご質問であります。＜1＞でも申し上げましたが、申請書には「会議」となっていましたので、問い合わせがあつてはじめて集会であることを知りました。事実確認等が必要であり、その場で内規に抵触するかどうかという判断はできませんでした。

#### 5. 今後の公民館・地域交流センターの運営をめぐる



おっしゃるとおり、地域交流センターは、より町民に親しまれ快適に使用できる施設として開設をいたします。今回の一連の公民館問題は、池田町公民館のあり方を見つめ直すよい機会となりました。社会教育法についての解釈は公民館ごとさまざまであり、また国から明確に使用基準が示されていないなど、それぞれの公民館の運営姿勢がいつそう重要になっていると痛感させていただきました。ご指摘で、今回の取消問題を見る限りその運営に大きな課題があると述べられております。法 23 条の解釈では双方違いがありますが、繰り返しになりますが、目的が相手を倒そうとか打倒何々という趣旨ではなく、参加者が政治的教養を高めるための勉強会・学習会であれば平成 27 年の文科省通達にありますように、若者を中心とした政治的教養の向上のためにも同法第 23 条第 1 項第 2 号をできるだけ制限をしない形で解釈をし、政治的禁止行為を限定することは大切だと考えます。

同法第 23 条第 1 項第 2 号につきまして、公民館の貸し館に対し特定の政党や特定の候補者に偏らず、あらゆる政党、政治活動に対し広く公平に公民館を利用していただくことが公民館の政治的中立性を確保するという解釈にたち、みなさまからの具体的提案をいただきました。広島市や和歌山県岩出市の先進事例を参考にしながら職員が新たな内容を作成しましたので、これからまたご説明をしたいと思います。

この内規案につきましては、してはいけないという具体的な禁止内容を記載し、それ以外は許可する方向で認めていくという考え方に立っております。これから大いに公民館を利用していただきたいと思っております。また平成 31 年開館を目指します地域交流センターにつきましても広く利用していただける町民本位の施設とするため、地域交流センターの法的根拠となる社会教育法、地方自治法の適用等についても検討してまいりますので、ご理解をお願いします。以上よろしく願いいたします。

### ◎大槻副町長からの補足

長くなっていますが、一言確認というかお願いをいたします。

教育長の説明では 3 番、私の説明では 2 番の公共施設の貸し出しについての我々理事者の方で引責の方法について町長から表明がありましたが、給与の減額等につきましては議会の議決が必要となり、9 月議会に上程をする予定でございますので、付け加えさせていただきます。

### ◎甕町長からの発言

項目ごとの意見交換に入る前に甕町長から構成団体の代表の出席者の確認があり、戦争法に反対する池田町民の会、9 条の会池田、新日本婦人の会池田支部の代表が自己紹介。町長から「これらの団体の構成によって（集会が）行われたということによろしいですね」という確認があった。

<第 1 部終わり>

### ＜実行委員会による補足説明＞

当日の説明会でも村端事務局員から「つどい」実行委員会の構成について説明したが、町側の誤解が十分解けたとは思われなかったので、「つどい」実行委員会の構成についてあらためて説明をしておきたい。

なお、この部分は当日の説明会で発言した内容ではないことをお断りしておく。

説明会の中でしばしば町側から”発言者の中に「つどい」とは関係のない外部の者の参加が見られるのではないかと憶測するような発言が見られた。ビデオ撮影者についても同様である。

「つどい」は上記の団体を中心として団体代表、個人で実行体制をつくり、さらに牛越事務局長を長とする事務局をつくって実施したものである。

実行委員会は当日「つどい」に参加したメンバー（無党派の多くの町民はもちろん、民進党支持者、共産党の池田町議、他市町村からの参加者含む）および当日参加した政党の出席者を広い意味で「つどい」実行委員会メンバーとして考えており、この考え方は今日も踏襲している。

本来「つどい」実行委員会は12月2日という1日だけの限定した実行委員会であり、当時は民進党個人後援会代表や共産党池田支部代表なども含んでゆるやかに構成されていた。

当然ながらその後の町とのやりとりを想定したものではなかったために、公民館使用許可取消問題に対応し町とのやりとりを進めるためには、それなりの組織的対応を迫られた。

そこで実行委員会は、上記団体の代表者や個人は実行委員として残しつつも、具体的な問題については事務局が中心となって処理にあたることとした。当日の集会にあたって会を代表したのは松澤だが、その後の対応にあたって会の代表者を牛越事務局長にしているのはそのような経緯があったからである。